

役務供給契約条項の一部変更

- 1 第4条の次に次の1条を加える。

(労働環境)

第4条の2 乙は、この契約の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）第34条の規定に基づき、役務を実施する従業員に対して労働環境を整えるものとする。

- 2 第26条を第27条とし、第25条の次に次の1条を加える。

(人権配慮の取組)

第26条 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

委託契約条項の一部変更

- 1 第1条を次のように改める。

(総則)

第1条 甲及び乙は、契約書記載の委託契約に関し、契約書及びこの契約条項に基づき、乙は、甲の示した仕様書、図面又は見本（以下「仕様書等」という。）に従い、履行期限までに委託業務を実施し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

- 2 第3条の次に次の1条を加える。

(労働環境)

第3条の2 乙は、この契約の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）第34条の規定に基づき、委託業務を実施する従業員に対して労働環境を整えるものとする。

- 3 第25条を第26条とし、第24条の次に次の1条を加える。

(人権配慮の取組)

第25条 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

役務供給請書条項の一部変更

- 1 第5条の次に次の1条を加える。

第5条の2 契約の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）第34条の規定に基づき、役務を実施する従業員に対して労働環境を整えるものとする。

- 2 第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（人権配慮の取組）

第13条 この契約においては、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。